

## 史料紹介：嘉永六年の太平天国の乱情報の流通： 吉田松陰の「燕都流言録」を中心に

守友, 隆

<https://doi.org/10.15017/6787707>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 66, pp.51-88, 2023-03-31. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 史料紹介

# 嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

— 吉田松陰の「燕都流言録」を中心に —

守 友 隆

## はじめに

嘉永六年（一八五三）はいうまでもなくアメリカ東インド艦隊司令官のペリーが浦賀に、ロシア極東艦隊司令官のプチャーチンが長崎にそれぞれ来航した年である。日本外交史における極めて重要な年であり、両者の来航が注目されるのもつともである。

実は、ペリーが来航した六月、対馬藩江戸家老が幕府老中に清国騒乱、すなわち太平天国の乱に関する情報を記した届書を提出している。この届書は、「朝鮮通信事務一件」<sup>(1)</sup>、『大日本古文書』幕末外国関係文書之一<sup>(2)</sup>、『藤岡屋日記』<sup>(3)</sup>、色川三中「片葉雑記」<sup>(4)</sup>などに収録されており、このこと自体は比較的知られている。ただし重要なのは、この情報が幕閣首脳部に留まらず、短期間の間に写しが作成され、当時浪人であった吉田松陰や常陸国土浦の商人・国学者である色川三中などにも伝わったことである。ではなぜ、この情報が浪人の松陰や商人の色川三中にまで漏れたのであろうか。

本稿では、吉田松陰の「燕都流言録」をはじめ、作者不明「清朝之騒乱一件」（別名「清国騒乱之記」）、依田秀實の「清朝騒乱」、作者不明の〔覚書〕（仮題）、浅見兵輔筆写と推測される自弘化三年至安政六年「聞書」一の五点、すなわち管見の限りだが、対馬藩家老届書が収録されている情報書を分析対象とする。そして、届書の情報流通経路を中心に検討し、幕末期の情報流通のあり方について、その一端を明らかにしたい。

### 一、「燕都流言録」

この表題の史料は、嘉永六年（一八五三）<sup>⑥</sup>六、七月頃、吉田松陰（寅次郎）が、「杉様」すなわち実父の杉百合之助と実兄の杉梅太郎に宛てたものと考えられる。長らく世に出ることはなかったが、平成十四年（二〇〇二）山口県萩市の民家で発見され、すでに木村幸比古氏によって紹介されている。<sup>⑦</sup>現在は山口県岩国市の柏原美術館の所蔵品となっている。それほど長い文章ではないので、まず全文を次に掲げる。末尾の史料①画像も参照していただきたい。

### 【凡例】

- 一、利用の便宜をはかるため、適宜、原文に読点（、）と中点（・）を挿入したほかは、文章体裁を含め原則として原文通りとした。また、原文に句点「。」が用いられているもの（末尾史料③画像参照）については、そのまま句点を付した。ただし、行下りは字詰めのため原文とは異なる。
- 一、原史料に用いられている文字は便宜上活字体に直した。なお、旧字・異体字を含めて、できるだけ原本の表記に則して表現するよう努めた。また、片仮名は原本通りとしたが、変体仮名は、仁（に）などは平仮名に改めた。ただ、助詞に用い

られた、江(え)・而(て)・者(は)・茂(も)はそのままとした。ただし、与(と)は変体仮名ではないため原本通りとした。

一、合字の今(より)は便宜上原本通りとした。

一、置字(くりかえし記号)は、漢字の場合「々」、片仮名の場合「ヽ」「ヾ」、二字以上の場合「く」を用いた。

一、敬意を示す闕字は一字空白とした。平出については原文通り改行した。単なる空白については右側に傍注※「空白」を付した。

一、印章は印と表記した。印の色・形、文字については、例えば印(朱文方印「二世孤堂」)のように示した。

一、史料の欠損について字数が判読できるものは□で字数を示した。

一、誤用の訂正や注釈のため、右側に丸括弧を付し、傍注を加えた。傍注はすべて( )で示した。意味不通箇所については、その文言の右傍に(ママ)・(カ)を付している。

一、必要に応じて「こ」(みせけち)を付し、右側に訂正文を記した。

一、史料には、現代社会からみて不適切な表現も含まれているが、史料上の表記としてそのまま掲載した。

【史料①】「燕都流言録」(柏原美術館所蔵、一紙、卷子装)

(※縦一五・六cm／横七三・五cm)

杉様

燕都流言録

○阿部川餅評判程ノ味モ無、上菑撰ニハ落夕御茶菓子

○貫而茂貫い足ラヌカ伊勢乞食、皆阿部ないト云も知ラスニ

吉田

嘉永六年の太平天国の乱情報の流れ

○アメリカのまセにきたる上岳撰、たつた四杯で夜も寐ラレズ

○六月廿一日夜八ツ時將軍家薨去、先是長太郎君も亦逝

○浦賀吏二付、水府ヨリ一貫目以上二十四門、幕府江献上、又小石川邸江百門御取寄せ二相成、水藩士萩真之助護シ来ル

○同断二付、水府公(徳川斉昭)直様黒楯ノもの二百人、梅干八十桶御取寄二相成

此程於朝鮮国訳官共之内通辨役之者迄及内話候ハ、近年中國筋騒乱甚敷、尤一昨年頃之之事ニ而、最初ハ盜賊・一揆体之様子ニ相聞候処、段々長大ニ相成、其根元ハ明代之餘類所々民間ニ相残居候処、今度先代之恢復を名与いたし、岳州・衡州等(前々)之邊(前々)起立候由ニ御座候

一彼國昨今之巷説ニハ、右之騒乱主謀者供姓ニ而、徒党皆中國人之由、清朝之仕来り候難髪ナカを禁、明朝之旧制

ニ復し候由、尤一揆至処貨財・婦女を不掠犯、依之向所之庶民安堵悉服従シ、泉州・道州・岳州次第ニ奪レ、

武昌・九江・安慶之諸侯引續陥没、清朝之軍兵死傷多く候由、且於北京も初發ハツ無油断遼東之官兵ヲ發シ、其他諸方へ軍兵催促之使者無絶間、庶民困窮、財用ニ乏敷、兵糧難續、依而ハ富戸之銀錢ヲ無理ニ取集候様相成候由、又一説ニハ蘇州も陥候由、是等全竹竿之争鬪より起候處、即今之様子ニ而ハ次第ニ滋蔓之勢ニ相及、騒動不一形事ニ噂仕候由ニ相聞申候

右之趣、朝鮮国へ指置候役人共彼傳聞ニ任申越候間、実否難量奉存候へ共、彼筋異変之説ニ付、乍恐風聞之俣奉、御内聴候、自然行違ヒ之義も可有御座候共、其段ハ幾重ニも被為垂御宥免被成下様奉願上候、以上

六月

宗對馬守家来(義和)

古川将監

○此度浦賀渡来ノ夷人の中長タルモノ位階高キ人ノヨシ、印度・支那 本邦地方ノ海軍總督ニテ軍務ニ歴練之人ナルヨシ、齡五十八位

武藏・相模・上總・安房ノ海岸為順見九鬼式(陸部)少輔・本多越中守(忠徳)・江川(英謙)太郎左衛門・河路(聖謙)左衛門尉其外上下三百人程、廿二日立ニ而參り候段幕命ナリ、有志人無、不論其無益、且地方之冗費倍、干戈船四艘、廿二日之朝ニ至り九鬼候計り出足延引之命下ル

この「燕都流言録」は、差出の日付や時候の挨拶・書止文言などが記されていないことから書状・書簡とはいえない。さらに「燕都流言録」という表題を付けていることや内容から、松陰が編纂した風説書といえる。<sup>(8)</sup> 木村幸比古氏が述べている通り、添文、または書簡に添付されたものだったと推測されるが、添文もこれに言及した書簡も今のところ確認できない。嘉永六年六月二十二日頃までのことが記されているので、それより後に作成されたことは確かである。なお、「燕都」は「えと」と訓み、江戸の流言録ということのようである。<sup>(9)</sup>

まず、冒頭の「○」で始まる六か条は、ペリー来航に関する世評、幕府・水戸藩の動向についてである。最初にペリー来航に関する狂歌が記されている。「阿部川餅」は正しくは安倍川餅であるが、これは老中阿部正弘（伊勢守）のこと。他の史料には「阿部川は評判程二うまくなし 上喜せんにはわるひ御茶うけ」と似たような狂歌が記されており、当時このような狂歌が多く作られたようである。<sup>(10)</sup> 「六月廿一日夜八ッ時將軍家薨去」とは、十二代將軍徳川家慶死去の正確な情報であるが、このような幕府の最高機密情報を松陰がどのようにして入手できたのである

うか。<sup>(12)</sup>家慶の死は約一か月伏せられ、七月二十二日に公表されている。<sup>(13)</sup>六月二十四日頃、松陰は將軍家慶死去のことを知ったようだが、<sup>(14)</sup>なぜか彼の日記には二十四日のことが記されていない。他者に日記を見られることを恐れてであろうか。また、「長太郎君」とは長吉郎君のことと考えられる。長吉郎は嘉永五年に誕生した家慶の十四男である。<sup>(15)</sup>「先是長太郎君も亦逝」という表現は家慶より先に亡くなったと解釈できるが、他の史料では同年八月十六日戌下刻に亡くなったとあり、<sup>(16)</sup>検討を要する。<sup>(17)</sup>そして、これらは松陰が流言を文章にまとめたものか、はたまた元となる文章があり、それを筆写したものか否かは判断できない。

六か条のうち後ろの二か条には水戸徳川家の動向が記されている。浦賀に黒船が来航したことにより、水戸藩から「一貫目以上ノ砲二十四門」が幕府に献上されたとあり、<sup>(18)</sup>また水戸藩士荻真之助が小石川の水戸藩上屋敷に大砲百門を運び込んだともある。<sup>(19)</sup>さらに、前藩主徳川斉昭は「黒鉄ノもの二百人、梅干八十桶」を集め、有事に備えたという。

さて、注目すべきは、当時の対馬藩主宗義和（対馬守）家来の佐須伊織・古川将監が幕府に届け出た「中國筋騒乱」、すなわち太平天国の乱情報である。基本的には幕閣の首脳部しか知り得ない文面を松陰がどのようにして知り得たかが問題である。これについては後述する。なお、「右之騒乱主謀者供姓二而」の箇所「朱敷」と書き込みがあるのは、明の皇帝が朱姓であることを松陰が知っていたからであろう。ただ、この騒乱を起こしたのは洪秀全なので「供姓」が正しい。

対馬藩家老の届書に続いて、ペリーの地位・年齢についての記載があるが、正確である。<sup>(20)</sup>最後の段落にはアメリカ艦隊退去後の海岸見分について記されている。六月十八日、若年寄の本多忠徳（越中守）、<sup>(21)</sup>大番頭の九鬼隆都（式部少輔）、<sup>(22)</sup>勘定奉行・海防掛の川路聖謨（左衛門尉）らに海岸見分が命じられた。<sup>(23)</sup>翌十九日、代官の江川英龍（太郎左衛門）が勘定吟味役格・「海岸防禦筋之御用取扱」（海防掛）に任命され、<sup>(24)</sup>さらに本多忠徳らの海岸見分の供をす

ることを老中の松平忠固(伊賀守)から命じられた。<sup>(25)</sup>このことについて「有志人無、不論其無益、且地方之冗費倍、すなわち志ある人はなく、海岸巡見の無益なことを論ずることなく、地方の無駄な費用が増すばかりだとの批評が記されている。断定はできないが、松陰の幕府海防策に対する批評と考えるとよいだろう。最後に、「廿二日之朝二至り九鬼侯計り出足延引之命下ル」とあるが、事実である。大番組は十二組あり、大番組は十二人いた。当時、八番組の頭である本多助信(日向守)が病気で退役願を提出する可能性があり、一番組の頭である九鬼の他、七番組の頭である稲葉正巳(兵部少輔)も別の御用を命じられていた。そのため、九鬼が海岸見分に出かけると大番組が三人不足するおそれがあり、六月二十日、若年寄の本多忠徳や大番組頭達が九鬼の海岸見分出張に反対したようである。その結果、翌二十一日には九鬼の出立は差し止められた。<sup>(26)</sup>

ところで、嘉永六癸丑年正月二十六日から始まる松陰の「癸丑遊歴日録」には、「六月・※筆者注」二十二日より九鬼式部少輔・本多越中守・河路・江川等相藏總房の海岸御巡視」とあり、「燕都流言録」の記述と似通っている。さらに「(六月)二十五日より宮津藩醫員古田仙隆に行く」、「赤松孫太郎内守臣」という記述がある。その続きには松陰の大和国滞在中のものと同推測される覚があり、末尾には「下関より長崎」、「長崎より薩州」、「萩より青森」、「大坂より江戸」、「江戸より南部まで」の里数の記述があり、里数の記述で同書は終わっている。松陰は同年九月十八日には江戸を発ち、長崎に向かっている。対馬藩家老の届書の筆写、「燕都流言録」の作成はそれより前であろう。しかも、「流言録」という風説書は、鮮度が重要なので、六月二十二日から数日のうち、遅くとも六月中旬から七月初旬には記されたのではなからうか。

ところで、木村幸比古氏は「松陰がもたらした対馬藩の情報のもとで、両藩(長州藩と対馬藩・筆者注)は親密な関わりをもつようになった」とするが、逆に両藩が親密だったからこそ対馬藩関係者経由で松陰に情報が入ったと解釈するほうが妥当である。ただ、結論から述べると、対馬藩関係者から松陰が情報入手した可能性はあまり



高くない。

対馬藩宗家と長州藩毛利家の親密な関係は、対馬藩十三代藩主宗義章が、長州藩十代藩主毛利斉熙の三女万寿子を正室に迎えたことに始まる。ところが天保十三年（一八四二）義章は亡くなり、万寿子は落飾して慈芳院と称した。<sup>(27)</sup>本稿で検討している嘉永六年から九年後の文久二年（一八六二）八月二十五日夜、対馬藩江戸家老の佐須伊織が、対馬藩士瀧昇左衛門・斎藤佳兵衛・早川沢之助ら四十一名によって暗殺される事件が起きた。これは対馬藩主の継嗣問題・移封問題で両者が対立していたためとされる。この時、慈芳院は長州藩江戸留守居役の清水美作（親春）に対馬藩の内情を伝え、長州藩世子毛利定広（のち元徳）の後援を依頼した。<sup>(28)</sup>これ以降、幕末の政局において両藩は共同歩調をとるようになるが、それは慈芳院（万寿子）が対馬藩主宗義章に嫁ぎ、その跡を継いだ十四代藩主宗義和（義章の弟）とその子の宗義達（のち重正）の嫡母・嫡祖母であったことも理由の一つであろう。要するに、藩主家が姻戚関係であり親密であったことが、やがて藩士同士にまで広がったと考えられるのである。ただ管見の限り、松陰と対馬藩士との交流を見出すことはできない。よって、松陰に届書を見せたのは対馬藩関係者ではないようである。

嘉永六年から二年後の安政二年（一八五五）春、吉田松陰は、再来日したペリーに随行し、通訳や書記を務めた羅森が著した太平天国の乱の記録（通称『満清紀事』）を翻訳し、「清國咸豊亂記」という表題の書物を編纂した。<sup>(29)</sup>その附記に「余曾て癸丑の歳の朝鮮の風説、及び清商の口單を觀る。今尚ほ其大要を諳んず、因つて茲に附記す」とある（※句読点は『吉田松陰全集』の通り）。「癸丑の歳の朝鮮の風説」とは嘉永六癸丑年六月の対馬藩江戸家老の届書のことと断定できる。それは、「朝鮮の風説に云はく」から始まる文章が、届書の文章とほぼ同文であり、「燕都流言録」の該当箇所を引き写したと推測されるからだ。なお、附記には「今此の記を以て考ふるに、朝鮮の風説、大抵其の實を得。清商の口單に至りては、妄誕特に甚し」とあり、松陰は、「朝鮮の風説」の情報ほぼ正確と評価

している。

やはり問題は松陰が誰から対馬藩家老の届書を見せてもらったかである。嘉永六年当時、松陰は東北脱藩の罪で士籍を剥奪されて浪人となっており、長州藩士ではなく長州浪人であった。ただ、同年正月十六日、長州藩から十カ年間の他国修行を許可され、二月から五月の間、大和五條の森田節斎（謙蔵）、大和八木の谷三山（昌平）の家塾興讓館を訪ねて教えを乞うている。また四月一日・二日、大坂の後藤春蔵・藤沢東咳を訪ねているが、この時に清国情報を手入している。これは四月二日付で父の杉百合之助、叔父の玉木文之進、兄の杉梅太郎に宛てた松陰書簡に記されている。<sup>(30)</sup>すなわち、「清国（広東西の地方のよし）明種の人義兵を挙げ、已に一二の州を取しきたる由、泉人中左近なるもの語る。〈坂本云、「其事已に四年前より起る。元を天徳と号すと云。〉而未詳其説所由起矣。阪人後藤春蔵も亦語之。然春蔵文人は文人なれども海外の事などは甚迂濶不足言。併かく所々風説あること或有故。且坤輿図識補清国条下にては、ヤソ教を奉ずるもの窃抱此志由相見候へば、丸に妄説にても有之間敷歟」（※句読点、◇、□は日本思想大系五四『吉田松陰』の通り）とある。和泉国日根郡五門村の大庄屋の中左近、<sup>(31)</sup>砲術家で旗本格の坂本鉉之助（鼎斎）、頼山陽に師事し、大坂で塾を主宰した後藤春蔵からの情報である。さて五月十日には伊勢津藩の儒者斎藤拙堂に面会、翌日津藩校の有造館を見学している。<sup>(32)</sup>このことは熊本藩兵学師範で松陰終生の友とされる宮部鼎蔵に宛てた六月十六日付の松陰書簡に記されている。<sup>(33)</sup>このように、松陰は儒学者・兵学者等と親交を結び、ネットワークを構築していた。このように親交のあつた学者達の誰かから届書の文面を見せられた可能性もある。

ここで松陰が届書の文面を見たと考えられる六・七月頃の動向を確認しておきたい。五月畿内にいた松陰は、中山道を通行し、五月二十四日江戸に入り、鳥山新三郎の塾に赴いた。<sup>(34)</sup>翌二十五日母方の伯父竹院和尚が住職の鎌倉瑞泉寺を訪問している。六月一日江戸に戻り、同三日には前々年に入門した佐久間象山の塾に行っている。翌四日、黒船来航の情報を桜田（日比谷御門外）の長州藩上屋敷で聞き、浦賀に急行した。ただ風や海の潮流の影響で翌五

日の朝四ツ時に到着した。同九日まで滞在し、翌十日江戸に戻った。江戸に戻った松陰は連日佐久間塾で浦賀や海防、海外に関する情報を収集していたようである。既述した「癸丑遊歴日録」の「六月」二十五日より宮津藩醫員古田仙隆に行く。「赤松孫太郎井上河内守臣」とある二人の人物は気になるところである。ただ二人の詳細は不明である。当時の丹後国宮津藩主は松平（本庄）宗秀で、七万石の譜代大名であった。藩祖は五代將軍徳川綱吉の生母桂昌院の異母弟本庄宗資で、宗資の次男で跡を継いだ資俊の代から松平姓を許された。<sup>(35)</sup> 嘉永六年当時、宗秀は幕府奏者番であった。<sup>(36)</sup> また、井上河内守は遠江国浜松六万石の藩主井上正直のことである。安政五年（一八五八）十月九日奏者番となり、寺社奉行を経て、文久二年（一八六二）十月九日老中に就任している。<sup>(37)</sup> ただ、松平宗秀同様、嘉永六年当時、対馬藩家老の届書を見ることが出来る立場にはなかったと推測される。古田仙隆・赤松孫太郎の兩人とも譜代大名、のちに老中となる大名の家臣であるが、この当時彼らが対馬藩家老の届書を見ることがなかったのではなからうか。したがって、松陰が、彼らから届書を見せてもらったという可能性は低いだろう。

想像をたくましくするならば、松陰に届書を見せたのは水戸藩関係者、あるいは佐久間象山、羽倉簡堂（外記）あたりではなからうか。水戸藩関係者を挙げる理由は二つある。一つは、「燕都流言録」に將軍家と水戸徳川家に関する内容があるためである。御三家の水戸徳川家の関係者であれば、將軍家慶の病没というトツプシークレットも知っていた可能性がある。また、水戸徳川家に関する情報は、水戸藩関係者から伝えられたからこそ記されているとも解釈できる。もう一つの理由は、松陰が水戸藩関係者と親交を結んでいたためである。嘉永四年（一八五一）十二月、松陰は過書（往来証文）を持たず奥羽に旅立ち（東北脱藩）、士籍を剥奪されたが、同月十九日水戸城下に着き、会沢正志斎（憩齋）や豊田天功（彦二郎）ら多くの水戸藩の学者に教えを乞うた。特に松陰は水戸藩の天狗党の面々と親交を深めた。松陰は翌年正月二十日まで水戸に滞在した。<sup>(38)</sup> 水戸藩天狗党の藩士から届書を見せてもらった可能性が高いことを指摘しておきたい。

第二の候補である佐久間象山は松代藩真田家の家臣であった。天保十三年（一八四二）、当時の藩主で老中・海防掛であった真田幸貫は象山の才を愛し、海防顧問に抜擢して海外事情を調査させた。同年十一月、象山は海防意見書（海防八策）を藩主幸貫に提出している。嘉永四年（二八五一）江戸木挽町五丁目に住居して砲術を教授した。<sup>(39)</sup>同六年、松陰はその佐久間塾に入門している。ところで真田幸貫は、松平定信の次男で松代藩主真田幸専の養子となつて同藩主となつた。つまり、八代將軍徳川吉宗の曾孫にあたり、徳川將軍家の血を引く人物であつた。さらに、天保十二年（一八四一）六月十三日、老中に抜擢された際、幸貫を推挙したのは当時の水戸藩主徳川斉昭であつた。そして幸貫と斉昭を引き合わせたのは、水戸藩の藤田東湖であつた。幸貫と斉昭の交情は尋常なものではなく、そうしたこともあつて、薩摩藩世子島津斉彬・熊本藩主細川斉護・佐賀藩主鍋島斉正（のち直正）ら大小諸侯が幸貫に兄事したという。だが、海防などの進歩的な計画を快く思わず反対する者が多かつたため、天保十五年（一八四四）五月十三日幸貫は老中を辞任した。嘉永五年（一八五二）五月六日、嫡孫の幸教に藩主の座を譲り、翌六月八日病死した。ペリーの浦賀来航の翌日の嘉永六年六月四日、象山は、松代藩の定府家老望月主水に、幕府に御殿山を警衛することを願ひ出るべきことを説き、象山は軍議役に任命された。同夜、松代藩留守居役津田転に同伴して老中阿部正弘を訪問して意見を陳述、翌朝には藩主真田幸教の名で御殿山警衛を願ひ出る建白書を呈出した。ただ、大猿の仲である国家老の真田桜山によつて象山は軍議役を罷免、帰国命令が出されたものの、老中阿部正弘、川路聖謨、羽倉簡堂（外記）などが藩主幸教に交渉した結果、象山の江戸住居が許された。<sup>(40)</sup>このように、象山は一部の幕閣要路からの信頼も厚く、象山の江戸居住のために奔走した阿部正弘・川路聖謨・羽倉簡堂（外記）などから対馬藩家老居書の情報を入手し、それを松陰に教えたとも推測できる。<sup>(41)</sup>ただ、そのことを示す史料を今のところ見出すことができておらず、今後の課題としたい。

## 二、「清朝之騷乱一件」（別名「清国騷乱之記」）

この史料は「亜墨利加渡来之一件留并清朝之騷乱一件」の後半部にあたるものである。<sup>(42)</sup> 対馬藩家老から幕府に出された届書が二通収録されている。一つは嘉永六年六月のもの、もう一つは嘉永七年三月のものである。前者は「燕都流言録」（史料①）収録のものとはほぼ同文、後者も「長崎奉行書類」を底本として翻刻されたものとはほぼ同文である。<sup>(43)</sup> 翻刻によると、「寅三月」すなわち嘉永七寅年三月付けで、対馬藩家老の佐須伊織・古川将監が届け出ている。ただし、何日に提出されたかまでは確認できていない。

【史料②】「清朝之騷乱一件」（早稲田大学図書館所蔵「亜墨利加渡来之一件留并清朝之騷乱一件」のうち）

嘉永六丑年六月對州分御届書

清朝騷乱之港説<sup>(44)</sup>

一 此程於朝鮮國譯官之内通弁候者及内話候者、近年中国筋騷乱甚敷、一昨年分之事二而最初者盜賊・一揆躰之様子二相聞候処、追々長大二相成、其根元者明朝之餘類所々民間二相残居候所、此度者先代之恢復を名といたし、岳州・衡州等之邊り起り立候由ニ御座候

一 彼国唯今之巷説二者、今之騷乱之主謀者洪姓ニ而徒黨皆中国之由、清朝仕来候雜髮を禁し、明朝之旧製<sup>(45)</sup>ニ復し候由、尤一揆至る處貨財・婦女を犯さず、是に仍向ふ所衆民安堵<sup>(46)</sup>委く服従致し、泉州・台州・岳州次第二被奪、武昌・九江・安慶・福州引續陥没、清朝之軍兵死傷多く御座候由、且北京に於ても油断なく遼東之官兵を発し、其他諸方江軍兵催促之使者絶間なく、衆民困窮、財用乏敷、糧難續、仍而者富戸之銀錢を無理ニ取集候様相成候由、又一説にハ蘄州も陥り候由、是等者全く竹竿之争鬭より起り候処、即今之様

子ニ而者次第に滋蔓候勢ニ相及、騒動不斜事ニ噂仕候由相聞申候

右之趣、朝鮮国ニ差置候役人共之聞ニ任せ申越候間、実否難計候得共、彼筋異変之説ニ付、乍恐風聞之俣奉入御内聴候、自然行違之義も可有御座候へ共、其段者幾重ニも御宥免被成下候様奉願候、以上

六月

宗對馬守家来  
(義和)

古川将監

佐治伊織  
(頼)

嘉永七寅年六月五日

阿部伊勢守殿御下ケ  
(正弘)

海防掛筒井肥前守・江川太郎左衛門江  
(政憲)  
(英龍)

宗對馬守家来

古川将監

佐須伊織

於朝鮮北京之様子搜考之趣

去年正月頃、朝鮮国全羅道全州与申所江罷越候朝鮮人、旧冬罷歸同所ニ而北京筋江為商賣罷越候者より承候趣書を以館内之者江及内話候者、北京兵乱之模様者八、九步通りハ明軍ニ攻被取、今程清帝及籠城候處、寧古塔よりも軍勢を催し、明軍を喰留、其後双方軍を不出互ニ相守候處、明兵ニ兵糧之道を被断切、北京浮沈之場ニ付朝鮮江兵糧を乞候由ニ御座候

一 蒙古人三百人程北京江為加勢罷越、忝人前二馬七、八疋、或者拾疋程ツ、牽来城下江陣を張、明兵与にらミ合居候躰与相聞申候、然ル處段々兵糧も乏敷相成候上、右様数疋之馬を牽来候心底不審敷、却而心遣致し候与相聞、依之城内江者不引入趣ニ相聞候事

一 朝鮮国平安道之内義州与申所江南京船式百艘程罷越、松材木を掠取候由、是者兵乱之節寺院等数ヶ所致破却、新皇城を取建候ため奪取候趣ニ御座候

一 北京六拾餘ヶ所之城々漸三ヶ所残居、弥北京皇帝敗軍朝鮮江落来候者、全羅道之内濟苴江可隱置与之企ニ有之、然ル處先年明帝敗軍之節清帝江服従ひ徒仕、明帝江者一向音信不通仕居、此節明之代ニ復し候時者、朝鮮至而可及難儀与之取沙汰仕居候由ニ御座候事

一 前二申上候通、北京兵糧之道を断きられ浮沈之場ニ付、朝鮮江兵糧を乞候儀者実事ニも可有御座哉、對馬守彼国与之換米も去夏早損之申立ニ而入送かた有免之儀及頼談候段申越候、素去夏早魃之儀者無相透相聞候得共、北京兵乱ニ付而者彼国之内情彼是打混し相困候事共ニ而者有之間敷哉之由をも申越候

右之趣、朝鮮江差置候給人共今傳聞ニ任せ申越候間、実否難計奉存候得共、乍恐風聞之俣奉添御内聴候、自然行透之儀も可有御座候哉、其段者幾重ニも被為垂 御宥免被下置候様奉願上候、以上

宗對馬守家来

三月

古川將監

佐須伊織

重要なのは、後者届書の冒頭にある「嘉永七寅年六月五日 阿部伊勢守殿御下ケ 海防掛筒井肥前守・江川太郎左衛門江」という記述である。この記述から、約三か月後の六月五日、老中阿部正弘（伊勢守）が海防掛の筒井政憲（肥前守）・江川英龍（太郎左衛門）にこの情報を伝えたことが分かる。このことからすると、前者も筒井政憲・江川英龍に伝えられた可能性は高い。この当時、筒井政憲は西丸留守居上座・海防掛、江川英龍は勘定吟味役格・伊豆国韭山代官・海防掛であった。

ただ、気になるのは、提出から約三か月後に開示されていることと、筒井政憲と江川英龍の二人だけの名が記されていることである。この類の情報は速報性が求められる。それゆえ、二通目の届書の文言の通り、対馬藩家老も実否の判断が難しい段階でありながら、風聞のまま幕府に届け出ている。それにも関わらず約三か月が経って開示された理由については今後の検討課題としたい。加えて、筒井と江川はともに海防掛であるが、海防掛全員ではなくこの二人に限定されている点が注目される。

### 三、「清朝騒亂」

この表題の史料は、墨付二丁の短いものであるが、奥書に「嘉永癸丑桂月上浣」とあり、嘉永六年八月上旬に書写されたことが分かる。書写した人物か所持者かは不明だが、末尾に「依田秀實」という名前が記されている（末尾の史料③画像参照）。内容は対馬藩家老が幕府に提出した届書の文面である。どのようにしてこの写しが作成されたかは不明だが、一、二ヶ月の間に情報が広がっていたことを示す史料の一つである。



【史料③】「清朝騒亂」(個人蔵)

(※縦二四・三cm／横二七・一cm 墨付二丁)

清朝騒亂

此程。朝鮮ニ於。譯官ノ内通弁ノ者迄。及内話候者。近年中國筋。騒亂甚。一昨年ヨリノ事ニテ。最初ハ。盜賊・一揆體。ノ様子ニ相聞候處。段々長大ニ相成。其根元ハ。明代ノ餘類。所々民間ニ相残り居候所。今度先代ノ恢復ヲ名ト。致シ。岳州・衡劔等ノ邊ヨリ。起立候由ニテ御座候。彼國ノ昨今ノ巷説ニハ。右ノ騒亂主謀ハ。洪姓ニテ。徒黨皆中國ノ由。清朝仕来ノ。薙髮ヲ禁シ。明朝ノ舊制ニ復シ候由。尤一揆ノ至ル所。貨財・婦女ヲ犯サズ。依之。向処庶民。安堵悉服徒イタシ。泉劔・道州次第ニ被奪。武昌・九江・安慶諸州引続陥没シ。清朝ノ軍兵。死傷多御座候由。且於北京モ油断ナク。遼東ノ官兵ヲ發シ。其他諸方へ。軍兵催促ノ使者絶間ナシ。諸民困窮。財用乏シク。兵粮続キ難ク。依テ富戸ノ銀錢ヲ。無理ニ取奪候様ニ。相成候由。又一説ニハ蘓劔モ陥リ。候由。是等全。竹竿ノ争聞(聞カ)ヨリ起リ候處。今ノ様子ニテハ。次第ニ滋蔓ノ勢ニ相成。騒動不一朝一事ニ噂仕候由。相聞申候。

右之趣、朝鮮國ニ差置候役人共之聞ニ任セ申越候間、実否難計候得共、役筋異変之説ニ付、乍恐風聞之俣奉入御内聽候、自然行違之儀も可有御座候、其段幾重ニも御容宥被成候様奉願候、以上

宗 (義想)  
對馬家来

古川將監

佐須伊織

嘉永癸丑桂月上浣

「依田秀實」については、他に情報がないためどのような人物か特定することは難しい。ただ、同時代の人物で丹波国篠山藩士の依田秀実がいるが、今のところ同一人物か否か判断できない。

#### 四、〔覚書〕

この史料には作者による表題が付けられていないため、仮に〔覚書〕とした。冒頭に目録があり、八つの事柄が記されているが、本文と照合してみると九つの事柄が記されており、九番目の事柄が目録に記されていない。嘉永六年（一八五三）六月から安政二年（一八五五）三月までの事柄が記されていることから、安政二年三月以後に成立したと推測できる。作者は不明である。一丁目表に「樂山文庫之記」とある蔵書印が捺されているが（末尾の史料④表紙画像参照）、同時代のものか後年のものかは分からない。

本題である清国騒乱の件については一番目に「清朝与後明戦鬪之風説對州侯分上書之寫」として収録されている。これについても煩雑さをいとわず、次に全文を掲げる。

【史料④】〔覚書〕（個人蔵）

（※縦二四・九cm／横一七・二cm 墨付八丁半）

清朝与後明戦鬪之風説對州侯分上書之寫（宗義和）

嘉永六年六月十四日丑上刻大地震二付、 皇大神宮へ御祈宣命

嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

同年十二月（マ、マ）日、（マ、マ）亞魯單船一艘大坂木津川沖へ入津、同断御祈宣命

同七年十一月安政改元之勅書

安政元年十二月、以梵鐘欲鑄換大炮之勅書 （印）（※朱文方印「樂山文庫之記」）

従所司代傳奏へ上書之寫

安政二年乙卯正月朔日、清國之商船勢州度会郡田曾浦へ漂流

同年二月、勘定奉行石河土佐守（政平）海岸順見諸雜記

嘉永六年癸丑六月十九日夜阿部伊勢守殿金澤正助を以テ御下

此程朝鮮（ハ）國譯官共之内（ハ）通弁之者、近年中国の騷乱甚敷、其機會者一昨年頃（ハ）之事二而竅初者盜賊・一揆躰之様子二相聞（ハ）工候所、段々兵大二相成、其根元者明代之餘類、所々民間二相残居候處、今度先代之恢復を名与致し、（兵カ）兵州・衡州等之邊（ハ）今起立候由二御座候

一、（完白）彼國唯今之巷説二者、右之騷乱之主謀者（洪カ）洪姓二而、徒黨皆中国人之由二而、清朝之仕来候雜髮禁之、明朝之舊制ニ復シ候由、尤一揆之到ル所、財寶・婦女を無犯掠、依之向所之庶民安堵悉服従之、泉州・道州・兵州次第二奪ヒ、武昌・九江・安發（龍）之諸鎮引續キ陥没、清朝之軍兵死傷多ク候由、且於北京茂初發（ハ）無油断、吉丹・遼東之官兵を發其地、諸方江軍兵催促之使者無絶間、庶民困窮、財寶ニ乏敷、兵糧難續、仍而豪富之者之糧財を無理ニ取集之様ニ相成候由、亦一説二者蘓州も陥候由、是等全竹（本ノマ、）テ之争鬭（ハ）今起候所、即今之様子二而者次第ニ滋蔓之勢ニ相及ヒ、騒動不一形事与噂仕候由二御座候

右之通、朝鮮國へ差出置候役人共傳聞ニ任セ申越候間、実否難量奉存候得共、彼筋異変説ニ付、乍恐風聞（戻脱カ）之奉添御内聴候、自然行凌之儀も可有御座候哉、其段者幾重ニ茂被為在御宥免可被成下候様奉願上候、以上

丑 六月

宗對(義和)馬守家来 古川将監

佐須伊織

本書有寫誤

(嘉永六年六月十四日丑上刻大地震二付、 皇大神宮へ御祈宣命)

桂 皇居無間自今曉地動及度々

宸襟尤不安依

神明冥助速攘變異於未兆弥天下泰平國家○安穩萬民豐饒御祈自今日一七箇日一社一同可抽丹誠可被

下知于

神宮被仰下候也

六月十五日

判

四位史殿

今分爲遠路之間到着次第御祈始之事

滿座之後解杖御祓等獻上之事

右者嘉永七年甲寅六月十二日註請天兩度鳴助○地震、同十四日夜正八快請時鳴助○大地震、十五日今廿日頃迄地震する事一昼夜

二而七、八度今十四、五度二到る也、同七月朔日三、四度、尤烈風雨二而難知

安政二年乙卯九月廿八日大地震、同十月二日亥刻江戸并近国大地震、江戸街巷過半潰家、死人十※宛白万、千人、同

十二月廿五日酉刻地震

嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

(同年十二月（※空白）日、（マヤ）垂魯垂船一艘大坂木津川沖へ入津、同断御祈宣命（46）)

嘉永六年癸丑十二月

宣命之寫

夷類頻來乞求通商其情狡黠固不可量因茲邊海防禦雖盡警戒

宸襟所不綏庶幾以

神明冥助不汚

神州不損人民國體安穩天下泰平寶祚悠久武運延長之御祈從來十七日一七箇日之間可抽丹誠事

(（嘉永）同七年十一月安政改元之勅書（47）)

詔益皇猷得宜而寰宇又安則天地表祥瑞之應庶政不明而民人疾苦則陰陽示灾眚之變嗚呼可不慎哉朕叨以眇眇之躬恭托元元之上自纘鴻業八閔寒暑夙夜祇畏匪遑底寧然誠不感物化不覃遠元氣鬱塞祝融為崇宮闕蕩然殃逮閭閻洋夷出沒腥羶薰騰遍海不靖勤勞士夫加之六月以來坤德逆常近畿地震餘動及京于今未息詳念咎徵在予一人思俾導迎大和式弭消衆變宜易冠元之名普施宥過之澤其改嘉永七年為安政元年大赦天下今日味爽以前大辟以下罪無輕重已發覺（發覺）未・已結正未結正咸皆赦除但犯八虐故殺謀殺私鑄錢強竊二盜常赦所不免者不在此限又復天下今年半徭老人及僧尼年百歲以上給穀四斛九十以上三斛八十以上二斛七十以上一斛庶幾自今與物一新上答天譴下協人望六府維脩萬方無虞布告令知朕意主者施行

安政元年十一月廿七日

安政 群書治要曰選賢良舉篤敬与孝涕収孤寡如是則庶人安政然後君子安位矣

(安政元年十二月、以梵鐘欲鑄換大炮之勅書)<sup>(48)</sup>

大政官符

五畿七道諸國司

應以諸國寺院之梵鐘鑄造大炮・小銃事

右正二位行權大納言藤原朝臣實萬宣、奉

(三条実万)

勅、夫外寇事情固所深被惱

宸襟也、況於緇素何有差異、頃年墨夷再来、乘入相模海岸、今秋魯夷渡来畿内近海、国家急務只在海防、因欲以諸國寺院之梵鐘鑄造大炮・小銃置海国樞要之地備不虞、速令諸國寺院各存時勢本寺之外除古来名器及報時之鐘其他悉可鑄換大炮、爲

皇国擁護之器、及邊海無吏之時復又宜銷兵器、以爲鯨鐘不可存異議者諸國宜承知、依宣行之、符到奉行

權右中辨正五位上兼行左衛門權佐藤原朝臣判

修理東大寺大佛長官從四位上行中務權少輔兼主殿頭左大史小槻宿祢判

安政元年十二月二十三日

(※從所司代傳奏へ上書之寫)<sup>(49)</sup>

(脇坂安宅)

所司代分

(三条実万・東坊城長)

傳奏方へ御達書之写

當地御守衛向之儀追々厚御世話も有之、大坂近海御警衛をも可被仰出哉二付、大坂近海為見分石河土佐守・大

(政平)

嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

嘉永六年の太平天国の乱情報の流れ

久保右近将監・立田岩太郎(正明)可被差遣旨被仰付候、尤土佐守儀者海岸見分仕廻、當表へ相越、

御造管御用相勤、岩太郎儀者當地御用透見計一同申合、大坂近海見分可致旨申渡候、且又伊勢

大神宮御守衛向之儀二付、先達而被仰聞候趣も有之候間、土佐守始同所海岸見分をも被仰付候事候間、大神宮御守衛向之儀追而被仰出二而可有之候、此段為御心得御兩卿へ御達置可申旨年寄共申越候事

(※安政二年乙卯正月朔日、清國之商船勢州度会郡田曾浦へ漂流)

安政二乙卯正月朔勢州渡會郡田曾浦へ漂着之唐船分差出し候書面之写

大清国客商船戸彭恒福千十一月十七日在山東北界

放洋彼大風飄来 右壺 □

水来柴 右壺 □

問你此山何国 右壺 □

(※同年二月、勘定奉行石河土佐守海岸順見諸雜記)

安政二年二月上旬、御勘定奉行石川土佐守・御普請奉行大久保右近将監畿内近海順見之節御先觸之写 二月五日松坂泊、同六日大湊泊

上書 東海道品川宿分葉名宿迄、夫分伊勢○通大湊分志州鳥羽迄、夫分久居上野通奈良へ、夫分大坂・泉

州岸和田・紀州加田浦、淡路島由良湊并岩屋迄、播州赤石・西宮通、大坂・伏見・京都迄

右宿村御請印形帳

卯正月

品川宿

追而此觸書早々相廻し承知之旨別紙請書相添、留り分宿村送りを以加賀御役所へ可相返候、以上

〔※安政二卯正月廿一日 伊勢守殿御渡 道中奉行・勘定奉行〕

此度勢州海岸并大坂近海為見分御勘定奉行石川主佐守始役々被差遣候付而者、國々地震・津浪ニ而人民窮苦致し居候折柄ニ付、仕来ニ不泥万端格別手輕ニいたし、村々ニおいても無益之失費不相掛様、道橋修復、休泊旅宿取繕一切無之、有来之通いたし置、附使者、道固・音物等決而致間敷候

但し、道橋、休泊旅宿、如何躰不行届之儀有之候とも不苦候間、取繕ケ間敷儀者勿論、農業之障りニ不相成様、觸外之人馬等差出候儀堅致間敷候

右之通御觸出候間、宿村くニおいて厚相心得、都而無益之儀無之、費之寄人馬等致間敷もの也

卯正月廿二日 筑後御印

伊豫御印

左衛門

加賀御印

河内

播磨

東海道品川分乘名、夫分伊勢路通大湊、志州鳥羽、久居・上野通り奈良へ、夫分大坂・泉州岸和田・紀州加田浦・淡路嶋由良湊并岩屋迄、播州赤石西宮通、大坂・伏見・京都迄

右宿村く

問屋  
年寄  
名主  
組頭



〔※安政二年乙卯三月両宮諸寺院へ御觸書〕<sup>(51)</sup>

安政二年乙卯三月両宮諸寺院へ御觸書

海岸防禦之為、此度諸國寺院之梵鐘を以可鑄換大炮・小銃之旨被 仰出候、右者武備御充實之御趣意ニ候間、此外銅・鍍者勿論錫・鉛・硝石等何レ茂必備之品ニ付、右等ニ無之候而も相濟候品を右類ニ而相製し候儀自今不相成事ニ候、且又梵鐘をも鑄換被 仰出候程之儀ニ付、銅・鍍を以新規ニ佛像等鑄造致し候儀難相成候、佛器之儀も木製又ハ陶器ニ而も相濟候分者、以來銅・鍍類を以製造可為無用候、右之通可被觸候 三月  
海防防禦之為、此度諸國寺院之梵鐘、本寺之外古來名器及ひ當節時之鐘ニ相用候分相除、其餘可鑄換大炮・小銃之旨從京都被仰進候、海防之儀専ら御世話有之候折柄、

叡慮之趣深く 御感戴被遊候事ニ候間、一同厚相心得、海防筋之儀弥可相勵旨被 仰候、尤右之趣、諸寺院江者 寺社奉行より申渡候間、被得其意、取計方等委細之儀者追而可相達候、右之通被 仰出候間可被得其意候

三月

この〔覚書〕で重要なのは、「嘉永六年癸丑六月十九日夜阿部伊勢守殿金澤正助を以テ御下」という箇所である。対馬藩家老が幕府に届書を提出して間もなく、老中阿部正弘（伊勢守）が、同家臣（福山藩士）と考えられる金澤正助<sup>(52)</sup>という人物を介して届書の文面を開示したことが分かるからである。開示の対象は不明であるが、まず幕府の海防掛が考えられる。「清朝之騒乱一件」〔史料②〕所収の嘉永七年三月付け対馬藩家老届書と同様の開示がなされた可能性が高いからだ。つぎに、阿部正弘と懇意の大名、前水戸藩主徳川斉昭などが考えられる。それは「金澤正助を以テ御下」という表現から、阿部正弘が使者を立てて開示対象者に届書の写を届けていると解釈できるからである。

問題は、そもそも阿部正弘がなぜこの情報を開示したかである。後藤敦史氏によると、老中阿部正弘は、「慎重に『衆議』を見据えながら政権を運営」する人物であった。<sup>(53)</sup>海防掛や懇意の有志大名に情報を開示・提供することにより、外交政策の立案・意見を期待したためと推測される。

## 五、「宗對馬守殿御届書」

この史料は、自弘化三年至安政六年「聞書」一とある史料の一部分である。<sup>(54)</sup>長州藩毛利家で編纂されたものと推測される。「聞書」一〜四の全四冊のうち三と四の二冊には「壬文久二年 戊ノ閏八月吉辰 浅見氏 兵輔写之」とあり、四には「八月八日分十日迄二写」とある。よって文久二年（一八六二）閏八月に筆写されたようであるが、浅見兵輔の詳細は不明である。重要なのは、同時期に筆写されたものでないにしても、嘉永六年六月の対馬藩家老届書が文久二年閏八月段階でも価値があると認識されていたと考えられる。また、これまで示した【史料①】〜【史料④】に比べて誤字が多いのが特徴である。写本の写本を筆写したためであろうか、原文との異同が多いと考えられる。<sup>(55)</sup>

【史料⑤】「宗對馬守殿御届書」（山口県文書館所蔵、自弘化三年至安政六年「聞書」一のうち）

宗對馬守殿御届書<sup>(兼和)</sup>

一此程於朝鮮国訳官之内より通弁役之者迄及内話候者、近年中国筋騒乱甚敷、一昨年頃之事二而、最初ハ盜賊・一揆體之様子相聞候處、段々長大ニ相成、根元者明代之餘類處々民間ニ相残り候處、今般先代之恢復を名といたし、岳芴<sup>(衛力)</sup>・衛芴<sup>(衛力)</sup>之邊より起り立候由ニ御坐候

嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

一彼国只今之巷説二者、右之騷乱主謀者洪姓ニテ徒黨皆中国人之由、清朝仕来之雜髮を禁し、明朝之旧製(制カ)に復し候由、乍一揆之主處家財・嫡女(嫡カ)を不掠犯、依之而所之庶民安堵意服(畏カ、本、答白)、泉州・道州・岳州次第に奪れ、武昌・九江・安慶之諸候引續き陥没、清朝之軍兵被破候、且於北京も初發分無油断遼東之官兵を發し、其他諸方江も軍兵催促之使者無間断、庶民困窮、財用ニ乏敷、兵糧難償、依而八富戸之銀錢を無理ニ而奪候様相成候由、又一説に者藝州(マツ)も陥候か、是等全く竹竿之争鬪より起り候處、即今之様子ニ而者次第に混蕃(マツ)之勢ニ相成、騷動不一形事ニ噫仕候由相聞申候

右之儀、朝鮮国江差出置候役人共傳聞ニ任申越候處、実否難計奉存候得共、彼筋異国番之事ニ付、乍恐風聞之俣奉入御内聴候、自然行遠之儀茂可有御座哉、其段幾重ニも被垂御宥被成下候様奉願上候、以上

宗對馬守家来

古川 将監

佐治(須) 伊織

## おわりに

本稿では、吉田松陰の「燕都流言録」をはじめ、作者不明「清朝之騷乱一件」(別名「清国騷乱之記」)、依田秀實の「清朝騷乱」、作者不明の「覚書」(仮題)、浅見兵輔筆写と推測される自弘化三年至安政六年「聞書」一の五点の情報書に収録されている、嘉永六年の太平天国の乱情報を記した対馬藩家老届書を中心に、それらが筆写されるにあたっての情報源について検討した。

幕府に提出された対馬藩家老の届書は、まず老中・若年寄に共有されると考えてまず間違いない。その情報が、

老中阿部正弘によって海防掛の筒井政憲・江川英龍に開示され、さらに正弘と懇意にしている有志大名、具体的には水戸藩前藩主の徳川斉昭などに開示されたと推測されることを指摘した。そして、筒井・江川から元幕府納戸頭の羽倉簡堂（外記）などの儒学者に漏らされ、それが吉田松陰にまで伝わったと考えられる。また、松陰が水戸藩や熊本藩などの儒学者・兵学者と懇意であること、幕閣要路とも親しい佐久間象山の門弟となっていることから、水戸・熊本藩関係者、佐久間象山から情報を入手した可能性にも言及した。また、依田秀實という名前だけしか分からないが、幕閣要路ではない諸藩の藩士と考えられる人物にまで対馬藩家老の届書の情報が広まっていることを明らかにした。

本稿で特に対象とした対馬藩家老届書は、清国、太平天国の乱に関する海外情報であり、松陰をはじめ情報を取得した者は、嘉永六年当時の対外政策について自論を練ろうとしたことは想像に難くない。また、そのために積極的に情報収集を行ったとも考えられるし、老中阿部正弘にしても、佐久間象山にしても、部下や門弟に対外政策の立案・意見形成を期待して情報を伝えたと考えられる。ただ、それはあくまでも推測であるが、機密情報の授受を行う以上、両者に信頼関係、共有する思想があったことは想像に難くない。<sup>(56)</sup>

嘉永六年の太平天国の乱情報に関して、現在筆者が把握している少ない材料から検討したが、恐らくこの情報は本稿で言及したよりも広く流通したと考えられる。対馬藩家老の届書の写はまだまだ全国に現存していると推測される。今後引き続きそれらを博搜し、この情報の広がりについて明らかにしたい。

註

- (1) 原資料は外務省外交史料館蔵(続通信全覽類輯之部雜一二七八)。なお、国立公文書館アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブで閲覧できる。
- (2) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之一』(覆刻版、一九七二年、東京大学出版会) 四三三・四三四頁、二五二号文書。『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五卷(一九八九年、三一書房) 所収、嘉永六癸丑六月「海防全書 上」。同書には「○嘉永六癸丑年六月十九日 御届 宗対馬守」とある(四九二頁)。届書本文の日付も「嘉永六丑年六月十九日」となっているものの、対馬藩江戸家老から幕府に提出されたのが六月十九日であるか否かは検討を要する。
- (3) 中井信彦校注『片葉雜記 色川三中黒船風聞日記』(一九八六年、慶友社) 一八・一九頁、嘉永六年八月二十六日条の欄外の見出しには「清国乱」とあり、「宗対馬守殿より御届書 按六月下旬歟」と記されている。届書の文面の後には「又江戸一家より申来る」と続くが、この届書の文面を色川三中がどのようにして知り得たかは不明である。
- (4) 江戸時代を通じて、対馬藩からの海外情報に関する届書が幕閣内でのくわい共有されたかは分からない。ただ、例えば阿蘭陀風説書の場合、長崎奉行を介して幕府御用部屋、すなわち江戸城本丸御殿の老中・若年寄の執務室に提出された(岩下哲典「近世後期の海外情報とその環境」(岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』、一九九七年、岩田書院、二六頁)。これを勘案すると、少なくとも対馬藩からの届書も老中・若年寄のあいだでは共有されていたと考えられる。
- (5) 『吉田松陰全集』第七卷(一九七二年、大和書房) 所収の松陰書簡によると、松陰は書簡の宛所を記す際、実父の杉百合之助の場合は「杉嚴君様」・「家嚴君様」、実兄の杉梅太郎の場合は「家大兄 座下」・「杉阿兄様」・「家賢兄様」・「家賢兄様」・「杉大兄 案下」・「家梅兄様」などと記している。百合之助・梅太郎兩人宛ての場合は「杉様」とあるの  
で、「燕都流言録」は二人に宛てたものではないかと推測される。
- (6) 木村幸比古『吉田松陰の実学』、二〇〇五年、PHP研究所、二七〜三六頁。
- (7) ただし、「流言」録、風説書といっても、世間で流布した噂話をまとめただけでなく、幕府の機密情報が記されており、松陰が高度な情報収集のチャンネルを有していたことが分かる。ただし、そのチャンネル、情報源については記され

ていない。

(9) 「燕都の見図」(えどのみず) という版本がある(国立国会図書館蔵)。正式な表題は「絵本江都の見図」(えほんえどのみず)で、その別名が「燕都の見図」という。森羅亭の作で、画は歌川豊国による。三冊本で寛政七年(一七九五)刊行。(『国書総目録』第一巻、一九六三年、岩波書店、四七六・四九〇頁)。江戸を「燕都」と表記する事例はあまり見られないが、松陰はこの書物から「燕都流言録」という表題を付けたのかもしれない。

(10) 前掲『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五巻、四六四頁。

(11) 「燕都流言録」に記された狂歌に類似したものとして、「名物は駿河の阿部や伊勢菰野 上喜せんにはとても及ばず」、「老若のねむりをさます上喜せん 茶うけの役にたらぬあめりか」、「毛唐人杯と茶にして上喜せん たつた四はひで夜るは寐られず」、「アメリカを茶菓子に吞だ蒸気船 たつた四はひで夜るもねられず」などといったものがある(前掲『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五巻、四六六頁)。

(12) (嘉永六年)六月二十三日付の阿部正弘宛て松平慶永の書簡には「密白將軍様御不例尋常ノ御病氣ト被爲替行末御案申上候」、「萬一不諱ノ御儀モ可被爲在哉ト深心配仕只候御快然奉祈念候外他事無御座候」とあり、阿部正弘は松平慶永に家慶死去のことを伝えていなかったと考えられる(『阿部正弘事蹟』二(覆刻版)、一九七八年、東京大学出版会、七七七頁)。阿部正弘の正室は、福井藩主松平治好の息女謹子で、謹子没後には慶永の養女謹子(松平直春三女)を継室に迎えた(『昭和重修華族家系大成』下巻、一九八四年、吉川弘文館、五五一頁)。つまり、姻戚関係にありながら、正弘は慶永に家慶の死を伝えなかったことは注目すべきであろう。

(13) 『新訂増補国史大系四九 続徳川実紀』第二篇、一九六六年、吉川弘文館、七一四頁。

(14) 國友半右衛門「遊東日誌」(『吉田松陰全集』別巻、一九七四年、七八頁) 六月二十四日条に「廿四日 晴、吉田寅と羽倉外記に見ふ。(此の日聞く、二十二日晚、幕府既に薨すと)とある。國友半右衛門(重昌)は熊本藩士である。半右衛門・松陰(寅次郎)・外記(用九・簡堂)の三人が同席していない可能性もあるが、羽倉外記が半右衛門に家慶逝去の情報を漏らしたのではなからうか。あるいはすでに松陰が家慶逝去の情報を入手しており、それを半右衛門に話したとも解釈できる。ただ將軍家の機密情報となると、当時隠居していたといえ幕府納戸頭も務めた外記が半右衛門に伝えた可能性が高いと考えられるが、さらなる検討が必要であろう(水田紀久分担執筆「羽倉簡堂」(『国史大辞

典』第十一卷、一九九〇年、吉川弘文館）。

(15) 『徳川諸家系譜』第一、一九七〇年、続群書類従完成会、一一五頁。

(16) 『新訂増補国史大系五〇 続徳川実紀』第三篇、一九六六年、吉川弘文館、一二頁。なお八月十八日、景德院の院号が贈られた（同一三頁）。藤岡屋由藏の「日記」（前掲『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五卷、三六一頁）八月十七日条に「一 松平長太郎殿御病氣之処、御養生不被為叶、昨夜戌之下一刻、被遊御逝去候」とある。同二十五日条には「松平長吉郎殿、御腹於いまどの、杉三之丞妹也、嘉永五壬子年八月三日御誕生也、然ルニ此日、已成金の日也、一ヶ年之内ニも稀成吉日にて、千金ニも得難き宝なれば、長く吉事のあれかしと、長吉郎君と名づけあれ、御末子ながらも殿下の君と仰がれ給ふべき御身の、果報つたなく纔一年の寿齡にて早世し給ひければ、長く吉き已成金とはならずして憂き世に長くのこす金仏」とあり、長吉郎と命名された由来が記されている（同三六五頁）。

(17) （嘉永六年）七月三日付、佐渡三良宛て坪井信良書翰に、「公方様六月二十二日、実ハ御他界、未夕御発シ無之候得共、「扱左大將様ニハ御子様無之、御扣ニハ昨年御誕生之長吉郎様、是亦実ハ先頃御他界之由、就テハ御位も先指当り御扣無之テハと申事ニテ」と記されている（宮地正人編『幕末維新風雲通信——蘭医坪井信良家兄宛書翰集——』、一九七八年、東京大学出版会、四四頁）。つまり、七月三日段階で將軍家慶が亡くなったことを知っており、さらにその子の長吉郎も亡くなったという情報を入手している。ただ、長吉郎の死については「御他界之由」とあり、確信ではなく風聞としている。家慶の後継者である右大將家祥（のち家定）は幼時に重い瘡瘡にかかり、いわゆる癩症であったと伝えられ、多病で子がいなかった。そのため、弟の長吉郎が「御扣」と考えられていたようで、そうした事情でその死が秘匿されたとも考えられるが、決め手となる史料がないため、要検討としたい。

(18) 『新伊勢物語』の六月九日夜詔とある勢州殿（阿部正弘）宛て徳川斉昭書状に、おおよそ「五寸經玉筒十二計 四寸經玉筒二計 一貫目玉筒八十餘 百目玉筒百計」を江戸にさし置くことある（『茨城県史料』幕末編Ⅰ、一九七一年、茨城県、二五五頁）。また嘉永六年十二月、水戸藩主徳川慶篤が幕府に大筒を献上したことを賞され、同二十九日鞍置馬を与えられている（前掲『新訂増補国史大系五〇 続徳川実紀』第三篇、一一〇・一一一頁）。

(19) 「阿部正弘事蹟」には「時ニ（六月七日）越前藩主松平慶永書を正弘ニ贈り、齊昭ハ非凡ノ人ナルヲ以テ目下ノ大事ニ就キ之ニ諮問アランコトヲ勸言ス。齊昭此際特ニ諮問ヲ受ケタルヲ感喜シ、大砲百餘門ヲ幕府ニ呈ス」とある（『阿部

- 正弘事蹟』一〔覆刻版〕、一九七八年、東京大学出版会、一四〇頁。
- (20) ペリーは一七九四年四月十日生まれで、嘉永六年（一八五三）六月三日（太陽暦で七月八日）当時五十九歳であり、「齢五十八位」というのは決して間違いではない。「印度・支那 本邦地方ノ海軍總督ニテ軍務ニ歷練之人」というのも、東インド艦隊司令長官兼遣日特使という地位のことと考えてよいだろう（秋本益利分担執筆「ペリー」『国史大辞典』第十二卷、一九九一年、吉川弘文館）。
- (21) 『大日本近世史料 柳営補任』一（覆刻版、一九九七年、東京大学出版会）三三三頁によると、本多忠徳（越中守）は天保十二年（一八四一）七月十二日に奏者番から若年寄に昇任している。また、嘉永六年六月十八日に海岸見分を命じられたことが記されている。
- (22) 前掲『大日本近世史料 柳営補任』一、一四四頁によると、九鬼隆都は天保十二年（一八四一）十二月晦日に大番頭となった。嘉永六年六月十八日、「海岸防禦御用取扱」を命じられ、本多忠徳（越中守）に付き添い、海岸見分を行うことを命じられたとある。
- (23) 前掲『大日本古文書』幕末外国関係文書之一（覆刻版）四〇四〜四〇六頁の二三八号文書。
- (24) 前掲『大日本近世史料 柳営補任』二（覆刻版）六六頁。嘉永六年六月十九日、江川英龍は勘定吟味役格となった際、「海岸防禦筋之御用」を命じられている。勘定吟味役格昇進人事は江川を海防掛に加えるためのものであった（前掲『大日本古文書』幕末外国関係文書之一（覆刻版）四〇六・四〇七頁の二三九号文書）。
- (25) 前掲『大日本古文書』幕末外国関係文書之一（覆刻版）四〇六・四〇七頁の二三九号文書。
- (26) 前掲『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第五卷、四九一・四九二頁。前掲『大日本近世史料 柳営補任』一（覆刻版）一四四・一五八頁。なお、本多助信は嘉永六年六月二十三日に大番頭を辞職している（同一〇頁）。
- (27) 時山弥八『増補訂正もりのしげり』（復刻版）、一九六九年、赤間閣書房、一一六頁。
- (28) 末松謙澄『修訂防長回天史』第三編上（復刻版）、一九九一年、マツノ書店、五三三〜五三五頁。
- (29) 『吉田松陰全集』第二卷、一九七一年、大和書房、九三〜一三一頁。
- (30) 日本思想大系五四『吉田松陰』、一九七八年、岩波書店、八一〜八三頁。
- (31) 和泉国日根郡五門村の中家は中世後期以来の土豪で、十五世紀から代々家長は左近を襲名するようになった。岸和田



- 藩大庄屋七人のうちの一人に数えられ、苗字帯刀を許されていた（『角川日本地名大辞典二七 大阪府』、一九八三年、角川書店、四三七・五〇三頁）。
- (32) 海原徹『吉田松陰』、二〇〇三年、ミネルヴァ書房、七一〜七四頁。
- (33) 『吉田松陰全集』第七卷（一九七二年、大和書房）一六二〜一六六頁、七七号宮部鼎藏宛書簡。
- (34) 松陰は、桶町河岸の鳥山新三郎の塾に寄宿していた。（嘉永六年）五月二十四日付の杉梅太郎宛て吉田松陰書簡に「桶町河岸寓居仕り」とある。また、松陰は鳥山塾のことを「梁山泊」とも呼んでいる（前掲『吉田松陰全集』第七卷、一六〇・一六二〜一六六頁、七四号・七七号書簡）。
- (35) 『新訂寛政重修諸家譜』第二十一、一九六六年、続群書類従完成会、一〇五・一〇七・一〇八頁。
- (36) 前掲『大日本近世史料 柳営補任』一、八九頁。その後、松平宗秀は寺社奉行兼任、大坂城代を経て、元治元年（一八六四）八月十八日に老中に昇任している（同一九頁）。ただ、嘉永六年当時、対馬藩家老の届書を見る立場にあったとは言い難い。
- (37) 前掲『大日本近世史料 柳営補任』一、一七・一八・九一頁。
- (38) 吉田大次郎（矩方・松陰）「東北遊日記」（前掲『吉田松陰全集』第九集、一六六〜一九三頁）。前掲海原徹『吉田松陰』六五〜六七頁。
- (39) 大平喜間多『佐久間象山』（新装版）、一九八七年、吉川弘文館、六二〜六八・八九頁。
- (40) 前掲大平喜間多『佐久間象山』六二・六三、一一二〜一一四頁。
- (41) （嘉永六年）八月十五日付の杉梅太郎宛て吉田松陰書簡に「佐久間修理聲明籍甚に御座候處、其の本藩より嫉まれ御國へ返され候命下り候處、水府公・阿部公其の他有志の人々、河路左衛門尉・羽倉外記・水府の義黨等深く是れを惜しみ、賞今此の人なくば何人か西洋砲術の事に任じ申すべくや、國家の武備も是れが爲め欠闕するとの論にて、遂に阿部より眞田公へ相談の上江戸へ留まることに相成り候」とある（前掲『吉田松陰全集』第七卷、一八四頁、八四号書簡）。象山の門弟となって日が浅い松陰だが、象山と懇意の人物についてもよく把握しており、特に羽倉外記とは面識もあった。よって、象山あるいは象山と懇意の人物から対馬藩家老届書のことを教えてもらったのかもしれない。
- (42) 早稲田大学図書館所蔵、請求記号R05 09265。同館の古典籍総合データベースで史料画像を閲覧することがで

- (43) 『大日本古文書』幕末外国関係文書之五(覆刻版、一九七二年、東京大学出版会) 六五四～六五六頁、四〇〇号文書。
- (44) 『大日本近世史料 柳営補任』二(覆刻版)、一九九七年、東京大学出版会、二〇二頁。嘉永七年(一八五四)七月二十四日、筒井は大目付格となり、学問所御用の任は解かれているが、海防掛(懸り)の任はこれまで通りとあるので、就任年月日は不明だが、当時海防掛であったと考えてよいだろう(同二五頁)。
- (45) 明治末に群馬県知事を務めた依田鉉次郎は、万延元年(一八六〇)七月に丹波国篠山藩士(のち兵庫県士族)の依田秀実の長男として篠山藩の江戸屋敷で生まれた。依田家は機迅速剣道の師範家で、江戸詰であったようである(『日本人名大辞典(新撰大人名辞典)』第六卷(覆刻版、一九七九年、平凡社) 四九四頁。『群馬県百科事典』(一九七九年、上毛新聞社) 九五〇頁。『新編 日本の歴代知事』(一九九一年、歴代知事編纂会) 二九〇頁)。
- (46) 広橋胤保の日記「胤保卿記」、橋本實久の日記「實久卿記」にはほ同文が記されている(『孝明天皇紀』第二、一九六七年、平安神宮、一六〇～一六四頁)。
- (47) 前掲『孝明天皇紀』第二、三〇一・三〇二頁に「改元詔書」が収録されている。また、同書三〇二・三〇三頁の「久我家記」、東坊城聴長の「聴長卿記」に、安政などの「年号」の候補と出典が記されている。
- (48) この太政官符は「聴長卿記」に記されている(前掲『孝明天皇紀』第二、三二七・三二八頁)。
- (49) 安政元年(一八五四)十二月二十八日、「京都御普請并大坂近海并勢碕海岸見分」御用のため派遣されることになった勘定奉行の石河政平(土佐守)、目付の大久保忠寛(右近将監)は將軍家定に拝謁し、金・時服を拝領している(『大日本古文書』幕末外国関係文書之八(覆刻版)、一九七二年、東京大学出版会、四九〇・四九一頁)。また、勘定吟味役の立田正明(岩太郎)は、同年十二月二十日、「大坂勢州御見分として被遣」とある(前掲『大日本近世史料 柳営補任』二(覆刻版) 六六頁)。
- (50) 安政二年(一八五五)一月二十一日、老中阿部正弘(伊勢守)が道中奉行・勘定奉行に渡した「御書付」とほぼ同文である(『幕末御触書集成』第六卷、一九九五年、岩波書店、一一・一二頁)。これを受け、各宿村の間屋・年寄・名主・組頭宛てで触書を出したのは、大目付兼道中奉行の柳生久包(播磨守)、勘定奉行の松平近直(河内守)、勘定奉行兼道中奉行の本多安英(加賀守)、勘定奉行の川路聖謨(左衛門尉)・田村顕影(伊予守)・水野忠徳(筑後守)で

ある（前掲『大日本近世史料 柳宮補任』二（覆刻版）二五、五〇～五二頁）。なおこの表題は本書（覚書）（『史料④』）の目録に記されておらず、『幕末御触書集成』第六巻をもとに筆者が仮に付けた表題である。

- (1) 以下、二通の触書については、本書（覚書）（『史料④』）の目録に記されていない。もっとも、同年二月、勘定奉行石河土佐守海岸順見諸雑記の一部という解釈もできる。また、『幕末御触書集成』第二巻（一九九二年、岩波書店）二七三・二七四頁の一五八九号文書は、二通の順番が逆ではあるが、ほぼ同文である。

- (2) 金澤正助の詳細は不明である。金澤という名字の幕臣もいるが、正助という通称の人物を確認することはできない。ただ、このような場合、老中の家臣のうち江戸詰の公用人が担当することが多いので、阿部家家臣（福山藩士）ではないかと推測されるが、「武鑑」などの他史料からのその名を見出すことはできない。

- (3) 後藤敦史『阿部正弘——挙国体制で黒船来航に立ち向かった老中』、二〇二二年、戎光祥出版、二二三頁など。

- (4) 山口県文書館所蔵「毛利家文庫」29風説45、4の1。

- (5) 長崎県対馬歴史研究センター収蔵「対馬宗家文庫史料」記録類1-1-C②-35「公義被仰上」（嘉永六年～安政二年）には、嘉永六年六月に提出された対馬藩家老届書が収録されていると考えられるが、閲覧不可のため今回分析の対象とすることができなかった。今後、閲覧が可能となれば改めて比較検討したい。

- (6) 宮地正人氏は、坪井信良が実兄の佐渡三良に宛てた書翰について、「師でもなく、親でも親友でもなく、ただ衷心から信頼しあっている肉親の兄弟の間でのみ、弘化三（一八四六）年から明治十（一八七七）年にわたる長期間の、家族細部のことにまでわたった書翰の往復が可能となったのであった。兄の没年（一八七九）以降、佐渡家に信良の書翰はない」と評している（前掲宮地正人編『幕末維新風雲通信——蘭医坪井信良家兄宛書翰集——』、四一七・四一八頁）。海外情報に関する対馬藩家老から幕府への届書も「肉親の兄弟」ほどではないにせよ、信頼関係で結ばれた者同士でなければ情報の授受は行われなかったと推測される。

杉板

燕都流言詠

左

○何部川既詳判程、味モ燕上其板ニハ、  
第子

○黄而發費以足ニカ、伊勢包倉路阿部、  
云レ知ラズニ

○アメリカバノマセキ、  
杯ヲ板ニ添エズ

○六月廿一日夜八時、將軍家慶去、先皇長女、  
君ヲ執

○浦安ヨリ水府ヨリ一、  
献上又少右川、  
萩真ニ仰護ニ来

○同日、  
桶中ニ寄ル

以程松楓軒、  
嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

嘉永六年の太平天国の乱情報の流通

以程松楓軒、  
近年中國節強、  
言初、  
先度先代、  
逸ノ起、

一 彼國昨今三卷、  
禁明朝之旧制、  
婦人、  
泉州道州、  
族、  
其心、  
其他諸方、  
困窮財用、  
很決、

一 彼國昨今三卷、  
禁明朝之旧制、  
婦人、  
泉州道州、  
族、  
其心、  
其他諸方、  
困窮財用、  
很決、

其他諸方、軍兵僅促之供者、出絶百無一  
困窮財用之敷、兵粮雜糶、依之富元  
很誠之生理、之集、亦亦、又一役、  
蘇州、伯也、是等、金竹竿、之爭、開、  
重即分、之、子、之、次、牙、之、  
騷動、不、一、形、子、之、  
右、之、朝、朝、不、指、集、汝、人、共、  
公、言、事、要、孰、是、事、力、之、大、  
作、心、凡、安、信、在、中、内、  
不、要、存、之、在、心、放、心、  
然、若、若、若、若、若、若、若、若、

六月

宗封馬得鹿某  
古川將監  
依須伴藏

○以台浦聖啓来ノ奉人〆件長タルモノ左者

宗封馬得鹿某  
古川將監  
依須伴藏

○以台浦聖啓来ノ奉人〆件長タルモノ左者  
高人ノ目ニ印付支那本知地ノ海軍總  
督ニテ事務ニ應付之人ナリニ齡五十八位  
武裝相模上徳安房ノ海軍力能ク九鬼義子  
少彌本多數ノ方ニ以テ奉事ノ河路ノ事ノ存  
外上下三人程世方ニ奉事ノ以テ幕府ナリ  
有老人ニ不協生無益且増才之可費徒  
于奉船四艘世方ニ奉事ノ九鬼義子  
出是是引之奉人

清朝騷亂

此程。朝鮮。於。澤官。内。通。者。迄。及。内。諸。候。者。  
近年。中國。第。騷。亂。甚。一。昨。年。ヨリ。事。ニ。テ。  
最初。盜。賊。一。揆。體。様。子。相。開。候。者。段々。  
長大。相。成。其。根。元。ハ。明。代。ノ。餘。類。所。々。民間。  
相。残。り。居。リ。所。今。度。先。代。ノ。恢。復。ヲ。名。ト。致。シ。  
岳。州。衛。刀。刃。寺。ノ。邊。ヨリ。起。立。度。由。ニ。テ。南。度。候。被。  
國。ノ。昨。今。ノ。卷。況。ニ。ハ。右。騷。亂。主。謀。ハ。洪。姓。ナリ。彼。  
黨。皆。中。國。ノ。由。清。朝。仕。未。ク。其。雄。髮。ヲ。禁。テ。明。朝。  
ノ。舊。制。ノ。復。シ。度。由。尤。一。揆。至。テ。可。貨。財。婦。女。ヲ

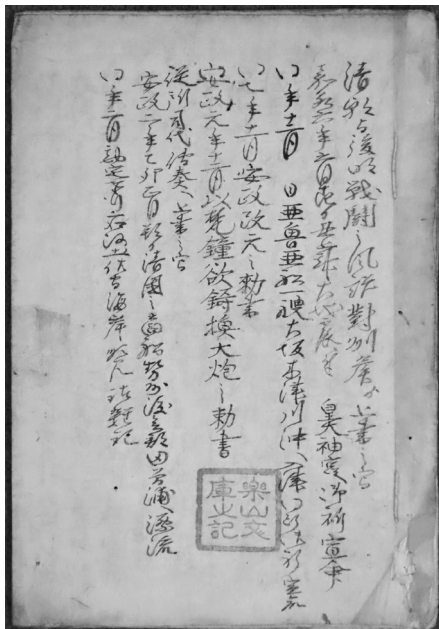
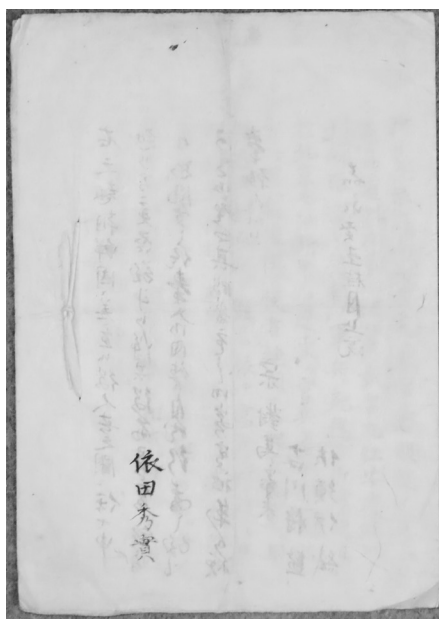
犯。サ。ク。依。之。向。死。庶。民。要。堵。悉。服。從。イ。タ。シ。  
象。刃。道。州。次。第。ニ。被。奪。武昌。九江。安。慶。諸。州。  
引。統。陷。沒。清。朝。軍。兵。死。傷。多。所。殘。存。由。且。  
於。北。京。モ。油。折。ナ。ク。遼。東。ノ。官。兵。ヲ。甚。シ。其。他。諸。  
方。ノ。軍。兵。催。使。者。絶。間。ナ。シ。諸。民。困。窮。射。  
用。之。兵。糧。統。テ。難。ク。依。テ。富。戶。ノ。銀。錢。ヲ。無。  
理。ニ。取。奪。候。様。お。成。ル。由。又。一。說。ハ。樞。密。ノ。邊。  
候。由。是。等。全。竹。竿。ヲ。争。闘。リ。起。リ。度。今。ノ。  
様。子。ニ。テ。ハ。次。第。ニ。滋。蔓。ノ。勢。ニ。相。成。騷。動。不。一。朝。  
華。ニ。騷。仕。候。由。相。中。申。候。

右。之。類。朝鮮。國。ニ。在。ル。後。人。甚。之。聞。任。中。申。  
越。リ。テ。互。ニ。殺。斗。リ。候。様。候。由。是。等。ノ。様。子。  
ハ。如。凡。昔。ノ。仇。事。大。内。傳。ル。自。然。ノ。勢。ニ。依。テ。  
今。之。由。度。其。賊。皆。死。シ。テ。其。黨。皆。破。第。少。候。  
事。務。候。由。

嘉永六年五月上浣

宗對馬守家来  
古川將監  
佐須伊織

史料④表紙



(付記) 本稿は、令和二年度科学研究費(基盤研究(C))「幕末維新期の日朝間における情報流通とネットワーク形成——対馬宗家文書を中心に」研究課題番号20K00975、研究代表者 守友(隆)の助成を受けての成果の一部である。本稿作成にあたり、柏原美術館から画像使用・翻刻のご許可をいただいた。ここに厚く御礼申し上げる。